

# 熊本県公報

第 1 2 2 2 3 号  
平成 25 年 6 月 18 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項…………… ( " ) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2

**公 告**

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 2
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 3
- 大野川水系河川整備計画の策定…………… (河川課) 4
- 平成 2 5 年度地籍調査事業計画の一部変更…………… (農地整備課) 4
- 土地改良区の定隸変更認可…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区の定隸変更認可…………… ( " ) 5
- 土地改良区の定隸変更認可…………… ( " ) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6

**登 載 依 頼**

- 平成 2 5 年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会  
会の開催…………… (教育政策課) 6

## 告 示

**熊本県告示第 6 2 1 号**  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センター オーガニックステーション Y O U 球磨郡錦町大字西 1 5 8 番地 2	オーガニックステーション Y O U 合同会社 球磨郡錦町大字西 1 5 5 番地 内山 順子	就労移行支援（一般型）	平成 2 5 年 6 月 1 0 日

**熊本県告示第 6 2 2 号**  
 障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
 平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項  
 障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項（平成 1 6 年熊本県告示第 6 6 3 号）の一部を次のように改正する。  
 第 1 条中「創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び大規模修繕等（」を「整備（」に改め、「定める創設、改築」の次に「、増築」を加え、「及び大規模修繕等をいう。）」を「、大規模修繕等及び避難スペース整備をいう。）の事業」に改める。

別表中「障害者自立支援法関連事業所等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関連事業所等」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第623号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町権持字宮ノ後2342番5、2356番2、2358番1、2359番1、2359番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ後2356番2・2358番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第346号

宇城市に住所を置く三角町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	天川 幸彦	宇城市三角町戸馳1905番地
理事	尾山 幸也	宇城市三角町戸馳715番地
理事	木村 哲也	宇城市三角町戸馳6670番地
理事	吉村 東	宇城市三角町戸馳4084番地1
理事	平川 恵人	宇城市三角町戸馳414番地
理事	佃 勝	宇城市三角町戸馳345番地3
理事	古石 辰美	宇城市三角町戸馳6702番地1
理事	本田 義範	宇城市三角町郡浦1878番地
理事	北原 則義	宇城市三角町郡浦324番地
理事	網川 末武	宇城市三角町中村1653番地
理事	中尾 清士	宇城市三角町郡浦883番地
理事	村上 耕治	宇城市三角町郡浦2771番地
理事	松下 潤一	宇城市三角町前越1900番地
理事	志水 官	宇城市三角町中村834番地
理事	西山 孝喜	宇城市三角町大口854番地
監事	上村 祐二	宇城市三角町戸馳4183番地
監事	高田 則義	宇城市三角町前越852番地2
監事	山口 公明	宇城市三角町大口416番地
就任		
理事	天川 幸彦	宇城市三角町戸馳1905番地

理事	尾山 幸也	宇城市三角町戸馳 7 1 5 番地
理事	木村 哲也	宇城市三角町戸馳 6 6 7 0 番地
理事	吉村 東	宇城市三角町戸馳 4 0 8 4 番地 1
理事	平川 恵人	宇城市三角町戸馳 4 1 4 番地
理事	佃 勝	宇城市三角町戸馳 3 4 5 番地 3
理事	郡 正二	宇城市三角町前越 9 5 6 番地
理事	松下 潤一	宇城市三角町前越 1 9 0 0 番地
理事	中川 泰広	宇城市三角町中村 2 3 5 0 番地
理事	西山 春幸	宇城市三角町中村 1 5 0 9 番地
理事	山川 茂	宇城市三角町郡浦 3 9 9 番地 1
理事	梅田 正剛	宇城市三角町郡浦 2 4 4 9 番地
理事	石塚 孝生	宇城市三角町郡浦 1 7 9 6 番地
理事	西山 孝喜	宇城市三角町大口 8 5 4 番地
理事	山口 公明	宇城市三角町大口 4 1 6 番地
監事	上村 祐二	宇城市三角町戸馳 4 1 8 3 番地
監事	高藪 博	宇城市三角町郡浦 6 5 8 番地
監事	西山 義隆	宇城市三角町大口 8 6 5 番地

**熊本県公告第 3 4 7 号**

菊池市に事務所を置く菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	福村 三男	菊池市隈府 4 7 3 番地 3 1
理事	西島 喜義	熊本市南区今町 4 7 5 番地 2
就任		
理事	江頭 実	菊池市隈府 9 1 3 番地 6
理事	高田 晋	熊本市東区東町 4 丁目 1 7 番 8 - 3 0 3 号

**熊本県公告第 3 4 8 号**

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	石井 光幸	菊池市旭志川辺 5 1 3 番地 3
理事	上田 巖	菊池市旭志伊坂 3 3 5 番地
理事	三池 留盛	菊池市旭志新明 1 5 0 6 番地
理事	高宗 隆章	菊池市旭志新明 2 2 9 0 番地
理事	大塚 祐次	菊池市旭志伊萩 5 8 2 番地
理事	岩根 雄一	菊池市旭志弁利 5 5 番地
理事	水上 隆光	菊池市旭志弁利 1 3 0 6 番地
理事	中野 正一	菊池市旭志麓 1 3 8 1 番地 1
理事	本田 誠矢	菊池市旭志麓 1 3 3 8 番地 1
理事	岡島 克己	菊池市旭志小原 1 5 9 番地
理事	松岡 昌明	菊池市旭志尾足 2 8 3 番地
理事	青木 孝博	菊池市旭志川辺 5 7 7 番地 2
理事	平山 一浩	菊池市旭志川辺 1 9 1 7 番地
監事	森 保春	菊池市旭志新明 2 6 9 3 番地

監事 就任	上野 康博	菊池市旭志麓 5 1 3 番地 1
理事	上田 巖	菊池市旭志伊坂 3 3 5 番地
理事	中尾 純一	菊池市旭志伊坂 2 2 6 番地
理事	松永 清純	菊池市旭志新明 1 4 1 5 番地 1
理事	坂本 正光	菊池市旭志新明 2 3 1 7 番地 1
理事	安武 信也	菊池市旭志伊萩 6 3 5 番地
理事	岩根 茂男	菊池市旭志弁利 2 8 5 番地 1
理事	水上 景一	菊池市旭志弁利 2 0 5 0 番地 2
理事	吉田 秀孝	菊池市旭志弁利 2 8 0 0 番地
理事	石原 裕章	菊池市旭志麓 2 5 3 2 番地
理事	齊藤 秀明	菊池市旭志小原 5 1 0 番地
理事	桐原 耕一	菊池市旭志尾足 9 6 0 番地 2
理事	青木 和徳	菊池市旭志川辺 7 4 9 番地
理事	右田 保臣	菊池市旭志川辺 2 8 9 番地
監事	有田 一祐	菊池市旭志尾足 3 2 4 番地
監事	安武 俊文	菊池市旭志伊萩 6 5 6 番地

**熊本県公告第 3 4 9 号**

二級河川大野川水系に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 6 条の 2 第 6 項の規定により公表する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 河川整備計画の公表場所

熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局土木部技術管理課

2 公表する日

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

**熊本県公告第 3 5 0 号**

平成 2 5 年 4 月 2 6 日熊本県公告第 2 6 1 号（平成 2 5 年度地籍調査事業計画）を次のように改め、平成 2 5 年 5 月 2 3 日から適用する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
熊本市	東区戸島二丁目、戸島三丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島町、戸島本町、中央区八王子町、出水一丁目、出水七丁目、北区植木町亀甲、植木町有泉、植木町上古閑及び植木町木留の各一部並びに東区戸島四丁目、出水四丁目、中央区九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、白山二丁目、岡田町、菅原町、国府本町、国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目、北区植木町平井及び植木町古閑の全部	平成 2 5 年 5 月 2 3 日から 平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
八代市	古閑浜町、上野町、大村町、東陽町河俣、泉町葉木及び泉町縦木の各一部並びに松崎町、永碓町、古閑中町、古閑上町、田中町、田中西町、田中東町、田中北町、古閑下町及び海士江町の全部	
菊池市	深川、西寺、下河原及び原の各一部並びに長田及び村田の全部	

宇土市	上網田町の一部	平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで
宇城市	三角町三角浦の一部	平成25年5月23日から 平成26年3月31日まで
阿蘇市	大字小地野及び大字波野の各一部	
天草市	牛深町の一部	
南小国町	大字満願寺の一部	
小国町	大字黒淵の一部	
高森町	大字矢津田の一部	平成25年5月23日から 平成26年3月31日まで
西原村	大字宮山の一部	平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで
御船町	大字豊秋及び大字陣の各一部	平成25年5月23日から 平成26年3月31日まで
嘉島町	大字鯨及び大字上島の各一部	
益城町	大字木山、大字下陳及び大字宮園の各一部	
山都町	鶴ヶ田、小峰、貫原及び玉目の各一部並びに藤木、 勢井、南田、長田、芦屋田、小中竹、二瀬本、二津 留及び柏の全部	平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで
氷川町	大野及び野津の各一部	平成25年5月23日から 平成26年3月31日まで
芦北町	大字海路の一部	
多良木町	大字多良木の一部	
水上村	大字湯山及び大字岩野の各一部	
五木村	大字甲、大字乙及び大字丙の各一部	

**熊本県公告第351号**

宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長西村智から平成25年5月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第352号**

合志市に事務所を置く合志町土地改良区理事長中嶋鐵夫から平成25年5月27日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第353号**

合志市に事務所を置く西合志町土地改良区理事長上村龍毅から平成25年5月28日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第354号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市荒尾字下川後田3999番1の一部、同3999番8の一部及び同3999番9の一部  
1,633.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市中心区神水一丁目14番1号  
社会福祉法人 慈愛園

**熊本県公告第355号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字新四ツ山1731番2の一部  
9,133.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県久留米市通町8番地の6  
三光株式会社

**熊本県公告第356号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字赤井字登り町1059番の一部  
228.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字赤井1059番  
丸山直哉

**熊本県公告第357号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（1工区、2工区）  
宇土市水町字水町3番1、同5番1、同6番、同7番1、同7番2、同8番2、同9番1、同10番1、同11番、同12番1、同13番1、同14番、同15番1、同16番1、同17番1、同18番、同19番、同20番1、同21番1、同22番1、同23番、同24番、同25番1、同27番1、同28番1、同29番2、同50番4、同151番3、同153番、同154番、同155番1、同156番1、同157番1、同159番1、同38番1、同50番1、同50番5、同65番2、同108番1の一部、同112番、同125番、同140番1、同148番1、同149番1、同151番1、同161番1、同162番1、同165番1、同171番、里道の一部及び水路の一部  
91,151.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中心区水前寺五丁目17番6号  
21都市開発株式会社

**登載依頼****熊本県教育委員会公告第3号**

平成25年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について  
平成25年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催します  
平成25年6月18日

熊本県教育長 田崎龍一

- 1 開催日時  
平成25年6月24日（月） 午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室
- 3 議事  
（1） くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について

- (2) 熊本県教育委員会の点検及び評価（平成24年度対象）について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）  
（電話 096-333-2673）